

学校教育におけるデジタル・トランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

現在、教育の現場では、G I G Aスクール構想の一環として、児童、生徒に一人一台の情報端末の貸与並びに校内の高速ネットワークの整備が進められている。また、これらのハード面の取組に加え、児童、生徒の個別最適な学びと協働的な学びの充実や特別な配慮を必要とする児童、生徒の学習上の困難の低減に資するものとして、デジタル教科書の導入も進められようとしている。

G I G Aスクール構想に対しては、I C Tを活用したオンラインでの授業や宿題の配付、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況にあわせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっている。

その一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報取り扱いも含めた教職員のI C Tスキルの向上が求められている。また、デジタルの教科書、教材は、学校から貸与された端末等を使い、学校のシステムに接続する必要がある。例えば、転校先でも学びが継続できる環境を整備しておくことも重要である。さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である読解力の低下も危惧されるところである。

よって、政府においては、S o c i e t y 5 . 0時代を生きる子どもたちにふさわしい教育を推進するため、学校教育にI C Tを浸透させ、さらなる教育の充実を図るデジタル・トランスフォーメーション（以下「D X」という。）が実現するよう下記事項について、強く要望する。

記

- 1 情報端末の利活用、個人情報の取り扱いなど、教育D Xに対応する教職員研修の在り方について検討を進めること。
- 2 システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育D Xに関する学校教育予算の充実、確保とその在り方について検討を進めること。
- 3 様々な会社の情報端末、デジタル教科書及び個人認証システムの互換性を確保するため、各メーカーの規格の統一について検討を進めること。
- 4 よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身につける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田 浩 和